

平成18年8月23日(月)9時から

市役所本館6階 第3委員会室

(事務局)

(略)

大量破壊兵器等に対する、国民の関心が高まるなかで、国家の緊急事態に対処できる備えをしなければなりませんと記載をさせて頂いたところです。二つ飛びまして、6番、7番これにつきましては、129ページをご覧ください。

この施策の展開の(1)犯罪の防止というものなかで、一つ目の 自分の安全は自分で守るという記載です。これにつきまして、こういう記載の仕方をしますと市は何もやらないように感じる。あるいは、自分で守るということは正しい知識の伏流啓発だと思うが、そのためには情報提供が重要ですというご意見をいただいています。こちらにつきましては、その意見に即しまして検討中ですので、これにつきましては後日お示し申しあげたいと思います。

一つ飛びまして、9番、10番です。こちらにつきましては、130ページでございます。(2)の 防火安全対策の推進です。このなかで前回提示した中では、対象物の高層・深層・大規模化という表現がなされていましたが、このなかで、深層という意味がよく分からないということ。あるいはその下10番ですが、消防対策これが、専門家・高度化しているという記述がありましたが、その対策が事故防止対策の推進というきわめて一般的なものであり、そのためには特別な取り組みが必要なんではないですかというご意見をいただきました。これ踏まえまして、 に赤字で記載されていますとおり深層の部分につきましては大規模高層化等ということで、等の中に含ませて頂いたということですし、特別な取り組みというものにつきましては、2行目管理体制の強化。火災危機の危険の提言。予報業務に関する自治体制の充実という表現をさせていただきました。

次が意見番号14番。別紙といたしまして131ページをご覧ください。16番のご意見ですが、(4)防災体制の強化の中に、災害時、要援護者に関する項目。これを一つおこしてもらいたいというご意見でした。これを踏まえまして、(4) 災害予防対策の充実のなかで下か

ら2行目です。災害時、要援護者を地域で、ともに助け合う体制を確立するという表現を入れさせていただきました。

次は、ご意見番号22番です。このご意見につきましては、環境衛生の確保という取り組みのなかで、墓地・理美容こういったものが並列で掲載されていると。これは非常に唐突に感じるというご意見でした。これに対しましては、134ページ上から二つ目をご覧ください。公園墓地の整備ということで、墓地に関する項目を1項目を起こさせていただきます。なお理美容につきましては、今までと同じところに置かせていただいております。

次は、意見番号25番。別紙といたしまして136ページを開き願います。上の方に施策の体系がのせていますが、これをご覧くださいと分かりますとおり、心豊かに健康で生き生き過ごすという中項目。その下に(1)自ら進める健康づくり(2)市民とともに進める健康づくりというふうになっていましたが、この二つの小項目につきましては、予防と支援という内容にわけてはどうか。また一つにしてもよいのではないかという意見を頂戴しています。これにつきましては、処理案の方に書いてありますが、健康づくりについては、最終的には個人の判断にかかってまいります、健康づくりに取り組もうとする市民を支援する体制。これも重要であるという観点から現行どおりとさせていただきたいと考えています。

次が、26番です。これにつきましては、心豊かで、健康で生き生き過ごすというものの現状の課題。これに対するご意見です。少し戻りますが135ページをご覧ください。このなかで、精神疾患でも、福祉の対象にならない方たちが、家庭に引きこもっている例が沢山ありますが、その記載がないというご指摘でした。これにつきましては上から五つ目の ですが、これも一つおこしまして、思春期あるいは老人性うつによる引きこもりなどに関する記載をさせていただきます。

その下27番です。これにつきましては、原文では虫歯に関するものが2項目ありましたが、これについては、一つにまとめてもよいのではないかというご意見をいただいております。これを受けまして、上から7つ目の ですが、虫歯や歯周疾患の文章の中に、二つを一つにまとめて記載させていただいております。

さらに31番未熟児医療のすこやか親子21の記載がないというご意見でした。これにつきましては、母子保健こういったものが基本的には、子供達のすこやかな育ちの支援。このなかで整理しております。この中に記載したいと考えておりますが表現につきましては、今検討中ということで、後日お示し申し上げます。

一つ飛びまして33番。同じく現状と課題に対する意見で、男女で異なる病気のありようということに焦点を当てた性差医療というものにウエイトを置く必要があるのではないかというご意見でした。これにつきましては、現在検討中ということで、その方向で訂正したいと考

えています。これにつきましても、後日、お示し申し上げます。

あと 38 番。これは市民とともに進める健康づくりの中の健康づくりの推進です。137 ページをご覧ください。(2) 健康づくりの推進,これについてのご意見でして,このなかで 2 行目のところ,市民の健康づくりを総合的に推進しますという表示がありましたが,具体性に乏しいというご意見でした。これにつきましては来年,実施予定の健康づくり推進計画を前提に考えておりまして,計画の内容につきましては,現在検討中ということで,とりあえずはこの表現でいきたいということでございます。

資料 1 枚めくっていただきます。

項目の 4 番,子供達の健やかな育ちの支援というところ。143 ページを開きください。子供達の健やかな育ちの支援ということで体系図が載せてあります。こちらにつきましては,基本的に事務局の判断で,見直しをかけた部分です。お手数ですが当初お配りしました計画の素案。こちらの 143 ページと見比べていただきたいと思います。同じく前回,改正前の体系案が載せてございます。原文をご覧くださいと分かりますように,健やかな育ちの支援という中項目,その下に一つ小項目がありまして,その下にさらに 13 の再項目,羅列的な形でぶら下がっていたという状態でした。それと関連して,前回意見番号 48 ですが,すこやか未来アクションプラン。このなかで基本政策が 27 項目があった。それに対して 13 項目に絞っているのは何か意味があるのか,あるいはその下 46 番,総合計画は上位計画であり,健やか未来アクションプランのどこまでを柱にするのか,こういう意見をいただいております。そういったご意見現状を踏まえまして,別紙に記載してありますように,アクションプランこれを踏まえながら,新たに三つの小項目をおこしまして,細項目今まで羅列的にぶら下がっていたものを再編成しまして,このような体系に,直させて頂いたということです。

次は,ご意見番号 53 番,別紙の 142 ページをご覧ください。意見番号の 53 から,54,55,56。ここまでのご意見につきましては,上から五つ目の項目についてのご意見です。内容としまして,前回は誤った育児情報という表現がなされていましたが,どういう表現は如何なものというご意見。それから,児童相談所こちらの方にいきなり相談に行くケースというのは,あまり多くないのではないかと。むしろ,保育園,あるいは子育て支援センター,そういった身近なところに行く方が多いのではないかとというご意見をいただいております。さらに子育て支援センター,これは施設数が少ないということで,歩いてすぐに相談に行けるような体制が必要なのではないかと意見をいただいております。こういったものを踏まえまして,五つ目の 全面的に書き直しました。併せまして,145 ページの上から二つ目,子育て家庭の支援ということでこれに合わせた記述の内容にさせていただきました。内容についてはだいたい量がありますので省略させていただきます。

次は意見番号の60番,それから61番。これは先ほどの142ページの現状と課題の下から二つ目についてのご意見です。内容としましては,保育園,正式には保育所ではないかというご意見でした。これにつきましては右に書いてありますように,確かに正式には保育所ですが,新潟市では一般に保育園という言い方をさせていただいているということで,こちらについては現状通りということです。その下61番。保育園というのは働く親のための活動だけではなく,地域子育ての支援も行っているんだよというご意見をいただきました。これを受けまして,下から二つ目の 下から2行目。すべての子育て家庭への育児相談や育児保育などを行い,地域の子育て支援の核となるよう努めていますという表現をさせていただきました。

さらに145ページ, 多様な保育サービスの提供のところで,真ん中の行からすべての子育て家庭の育児相談や育児保育の実施うんぬんということで追加の記述をさせていただきました。

資料1枚めくってください。意見番号63番です。別紙といたしまして144ページをご覧ください。意見の内容ですが児童虐待,このところで,子どもに対するケア。これが見えにくいということ。さらには親のケアと併せて記載した方が,いいのではないかというご意見をいただきました。これを踏まえまして,(2)の のところで,児童虐待防止の取組,下から3行目。虐待を受けた子供の心理的ケアとともに,保護者に対しては虐待のない家庭生活への回復に向けた指導を行うという表示をさせていただいておりますし,さらに144ページ1番下, 子どもに関する相談の充実というところで下から2行目。特に児童相談所では専門職員による心理療法やカウンセリングなどを実施いたしますという記述をさせていただきました。

次,意見番号70番から74番です。これにつきましては,長寿社会をいきいき過ごすというものの現状と課題のご意見です。146ページをお開きください。現状と課題に対するご意見でして,基本的には,高齢者パワーを社会に活用するという視点を記すべきではないかという意見でして,長寿社会を担う高齢者というイメージを持ちたいと。それから老人パワー老人を生かすという視点がない。それから高齢者はコミュニティー協議会,あるいは地域の自治会を支えるパワーとなっている。金銭的体力的に余裕のある高齢者は,ボランティアとして,期待できると,さらには,元気な人たちをより元気にしていくために,ということが最初に書いてあるといいという意見をいただいております。これは非常に貴重なご意見だということで,今,高齢者福祉の方で素案を修正しています。こちらにつきましても後日,お示し申し上げます。

次は77番です。これは,介護サービス基盤の充実でして,前回原文の中では,特養といっ

たものの施設整備を支援しますという表現がなされていました。これに対しまして現在、福祉については、地域密着型に転換してきている中で、そういった表現はミスマッチではないかという指摘をいただきました。これに対しましては、148 ページをご覧ください。上から二つ目、介護サービス基盤の充実というところで、介護サービス体系を施設重視型から在宅重視型へシフトさせていくこととし、地域密着型サービス普及推進を支援しますという形で、地域密着型の記述に代えさせていただきました。

以上走り走りですが、御意見の概要とそれに対する修正案について、説明させていただきました。

以上です。

(五十嵐部会長)

ありがとうございました。皆様のご意見、まだ調整中というところもごさいますが、何かありましたら個別にお願いいたします。

それでは、厚い冊子の方の149 ページから、6 番から10 番まで、6、7、8 とまとめてご説明いただき、ご意見ご質問いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(神部保健福祉部長)

保健福祉部長の神部でございます。私の方から6、7、8 続けて簡潔にご説明いたします。149 ページです。6 番障害のある人の自立支援ということで、この害の字をひらがなに直すことにしています。現状と課題を少し述べさせていただきます。障害の種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう利用するための仕組みを一元化した障害者自立支援法が平成18年4月に施行された。それから本市における障害者手帳所持者の状況は、その人数のとおりですが。障害のある人が住み慣れた地域や家庭で快適に生活できるよう、多様化するニーズに対応したサービスの充実や、支援体制が必要であるということ。

次の が、障害のある人の社会参加しやすい環境にするためには、外出への支援や情報の確保、コミュニケーションの支援を充実する必要があること。

それから、障害のある人にとって、スポーツレクリエーションは心身の健康づくりや生きがいづくり、また、リハビリテーションの一環にもなる大切だということで、今後も活動を支援するほか、そういったスポーツができる環境を整備していく必要があるということ。

それから、障害者の雇用率は依然として低い水準にあり、一般就労への支援と合わせて障害に応じた支援が必要となってきたということ。

それから、一般企業に雇用されることが困難な障害者への福祉就労の場として通所授産施設や小規模作業所などがあるわけですが、地域生活に大切な役割を果たしていますが、障害者自立支援法の施行に伴い、作業所が新たなサービス体系へ移行していくための支援が必要

となって来ているということ。

それから、自閉症等の発達障害者に対して、一貫した支援が必要であるということ。

それから障害の有無にかかわらず、同じ生活条件の実現を目指すいわゆるノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、そういったユニバーサルデザインの考え方に立った街づくりを進める必要があるということで、障害のある方々に対する自立支援ということで、中項目の現状と課題を述べさせていただきました

次に 150 ページを見ていただきますと、中項目を受けて小項目としては(1)として地域生活の支援体制の充実という中で、細項目としては地域生活の支援。保健医療の充実、それから小項目として(2)自立支援と教育の充実、細項目としては、雇用促進と就労支援、療育・教育の充実。それから(3)小項目としてノーマライゼーション社会の実現。細項目として、快適な生活環境の整備啓発広報活動の推進というものをあげさせていただきました。

次に 152 ページをご覧ください。安心な暮らしの保障ということで、中項目で現況と課題ですが、何らかの原因により生活に困窮している人に対し、生活保護等による生活扶助など必要な援護を行っていますが、経済的要因に加え、高齢化の進行や核家族化の進行などから生活の援護を必要とする人は増加の傾向にあります。

それから、パートナーからの暴力、いわゆるDV、セクハラなどについて直接的あるいは間接的にさまざまな形を変えて、心身の被害だけではなく、個人の存在そのものを脅かす問題が深刻な状況にあるということ。

それから、国民健康保険事業ということに関しまして、これは、経済不況等の影響による保険料収入が伸び悩む一方、高度医療技術の進歩とあいまって、高齢者を中心とした医療費の増加により、保険財政の深刻化が問題となっているということ。

それから、公営住宅に関しては困窮する低所得者が安心して生活を送るための住宅セーフティーネットとして機能しているわけですが、老朽化などにより居住水準が低下しているものが多く、改善が必要となっているということで、施策体系としましては、中項目、安心な暮らしの保障という形の中で、小項目としては3つあげさせていただいています。一つは自立に向けた支援、二つ目は各種給付制度の運営(3)として、住宅セーフティーネット機能の向上というふうにあげさせていただいて、(1)自立に向けた支援に関しては、細項目として低所得者への支援、二つとして援助を必要とする人への支援。(2)の中項目に関しては、国民健康保険制度の適正な執行、国民年金制度の周知・広報。小項目住宅セーフティーネット機能の向上に関しては、公営住宅の整備というのを施策としてあげさせていただいております。

次に 155 ページでございます。地域保健福祉の充実という項目中項目です。現状と課題につきましては、地域の人々が支え合っていく地域社会やコミュニティーの大切さは、理解さ

れているものの、少子高齢化や核家族化、女性の社会進出が進むなかで、家庭地域での育児介護にかかわる相互扶助機能が低下しており、多様化高度化する保健福祉ニーズに、地域が対応できる体制の整備が求められている。

それから、災害時において市民生活の復興にボランティア活動が大きく貢献したように、ボランティア活動を始めとする自主的、自発的な市民活動が活発化してきており、今後も市民生活の中にボランティアの心の浸透を図っていく必要があるということ。

それから、各種保健福祉関連の情報ネットワーク化を進め、複雑多様化する福祉ニーズに的確に対応する必要があるということ。

市民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健医療福祉のサービスを総合的に調整する、地域保健福祉センターを中心とした地域や体制の強化が必要となっているということ。

認知症や知的、精神に障害がある人など、判断能力が十分でない人が、自己の財産管理や保健医療福祉の各種サービスを利用できるよう、成年後見制度の周知及び、利用促進が必要となってきているということ

それから、誰もが住みやすい福祉のまちづくりを進めるため、バリアフリー法の精神に基づき、民間施設を含めた建築物等のバリアフリー化や心のバリアフリーをより一層進める必要があるという現状と課題に置いて施策といたしましては、地域保健福祉の充実に関して、小項目として二つございます。(1) 地域で助け合い支え合う保健福祉活動の推進。(2) として、保健福祉サービス体制の充実というものもあげさせていただきます(1)に關しましては小項目として地域保健福祉活動の推進、福祉ボランティア活動の推進。(2)に対する小項目としましては、保健医療福祉の連携、マンパワーの確保、サービス利用者の権利保障、福祉のまちづくりの推進というものをあげさせていただきました。

一応こういった形で体系を組ませていただきましたので、よろしく願いいたします。

(五十嵐部会長)

御質問、ご意見お願いいたします。

(田中委員)

149 ページ。下から二つ目の、質問を兼ねてですが、自閉症等の発達障害者に対し、乳幼児期から成人期までのというくりであります、このような人たちは成人期までとあえて断る必要があるのでしょうか。むしろ生涯にわたってとか、こうした人たちなるがゆえに、より一層既に高齢化しておりますし、そこまでの言及がいないかと思いました。この頃のみがあえて期間が限られている気がしたので、お尋ねしました。

(神部保健福祉部長)

特に成人期ということで意識して使ったわけではないので、委員がおっしゃいましたように、生涯を通じという形に変えさせていただきたいと思います。

(小野沢委員)

149 ページ下から 2 行目。ユニバーサルデザインの考え方に立ったまちづくりを進める必要があります。これは非常に大切なことだと思うのですが、施策体系と展開の中にユニバーサルデザインという言葉が一切出てきていません。私自身の認識では、バリアフリーの先にあるのがユニバーサルデザインだと思いますので、このあと見ていくとバリアフリーという言葉は沢山でてくるんですが、それをユニバーサルデザインというものに変えたほうがいい項目がいくつかあるのではないかと思います。

(神部保健福祉部長)

ありがとうございます。現況と課題に対する施策がきちりあっていないのではないかと、というのは、前回からずっとお話に出ている部分です。その一つであろうかと思います。それから、いわゆるバリアフリーとユニバーサルデザインの考え方が、私ども市の中でもユニバーサルデザインというのは新たに起こして、活動している部分があるんですが、ややもすると、今委員がおっしゃったような部分で、まだ認識が足りない部分があるかもしれません。ということを受けて、今お話の部分は、そういう趣旨で施策の方に入れさせていただきますし訂正させていただきます。

(小野沢委員)

この 6 から 8 というのは、どちらかというと、対象がバリアフリーを対象としたような内容かと思うんですが、考え方としては、何らかの障害を持っている人たちにとっては、バリアフリーなんですが。それをベースにして誰でもが使いやすいというところまで発展させる必要があるという意味合いで、最初の現況と課題を書いていると思うんですね。それを受けた形で、8 番までの中で、9 番以降はユニバーサルデザインを書いてあるんですが、8 番までのところで発展的なところに対しては検討していただくということで、お願いしたいと思います。

(石井企画部長)

ユニバーサルデザインにつきましては、61 ページですが、あらゆる施策の基本に据えようという基本的な形につきまして、ここでふれさせていただいています。また、今、小野沢委員おっしゃいましたように、ユニバーサルデザインと、バリアフリーと、いろいろちょっと混乱して使っている部分もあろうかと思いますので、その辺は精査させていかなければいけないかなと考えています。

(松原委員)

区の準備会でカタカナ用語が非常にわかりにくいという指摘がありまして、だいぶ取ったのですけれども、これを見ても、たとえば149ページ、「ノーマライゼーション」というのがありますが大体意味は分かるのですが、できたら説明をつけるか、何かほかの言葉に替えるということをやっていたらいいと思います。

それから、「ユニバーサルデザイン」とか、「バリアフリー」も先ほどおっしゃったように、何となく分かるんですが違いを説明しろといわれるとよく分からないということがあります。もう少し簡単なのでいいまして、155ページ、「マンパワー」という語も、よく使う人は使うんですが、使わない人はあまり使わないと思います。それから153ページの「DV」というものは前ページに説明が出ていますがかなり分かりにくい。あと「セーフティーネット」これも大体、想像は付くんですが馴染みのない人は分かりにくいと思います。

(五十嵐部長)

国の方針にも書いてあるのもあつたりするんですが、ちょっと説明を入れるとか。関連して佐山委員。

(佐山委員)

149ページということによろしいですか。お願いなんですけど、高齢者も障害者も全く同じで、ここではやっぱり障害のある人の自立を助けるという形がベースになっています。ですけども、ここで将来に向けて大事なものは、障害のある人の個性と能力の発揮。それを引き出しサポートするというのが非常に大事なことで、意見としては発想が変わるということですから、例えば、障害者の雇用率は依然として低い水準にありということもあるんですが、例えば、障害のある人の個性と能力を発揮し、自立と社会参加を進めるためにはとか、もともと自己決定を尊重し、という文面がよくわからない文脈だなと思ったんですが。なにかやっぱり個性と能力を社会に貢献するというアプローチをこれから考えていくんだというニュアンスがほしいと思いました。

どこにはいつてくるか分からないのですが、障害のある人の自立支援の問題は家族を支えるということなくしては無理ではないかと。地域であつたり家族が支えつつ、障害者の能力を発揮しつつ、共に生きるということがベースになると思いますので、少し表現を工夫していただければいいなと思います。

(神部保健福祉部長)

わかりました。2点ですね。障害の方々の個性と自立というふうな部分と、家族の部分ですね。今のご意見を入れさせていただきます。

(堤委員)

149ページの説明ですが、障害のある人にとって、スポーツレクリエーションは心身の健

康づくりと書いてあるんですが、具体的な施策としては何も上がっていないということ。逆に言えばこの文に施策が半分ぐらい織り込まれているということで、課題と施策を分けて表示していただいたらなと思いました。

(神部保健福祉部長)

はい、わかりました。

(大熊委員)

前日も、水俣病に関連して発言したんですが、149 ページの上から 4 行目。身体障害者が、2 万 5,766 人いるという記述があるんですが、これに水俣病関係の人ははいっているのかいないのかまず質問させて下さい。

(神部保健福祉部長)

すみません。ちょっと調べさせてください。

(大熊委員)

入っているとしたら水俣病というのは大変大きな問題で、それなりの認識を示す必要があるのではないかと考えていますので発言させていただきました。

(神部保健福祉部長)

水俣に関しては、今回まだお示しできなかったんですが、もう少し時間をいただいて記載する方向、それからやり方について、もう少し時間をいただきまして、次回までにはと思っています。

(小林委員)

149 ページ下から三つ目の で、作業所が新たなサービス体系に移行していくためのと書いてありますが、これは何を言いたいかわからないので教えていただきたい。

(神部保健福祉部長)

すみません課長から説明します。

(野本障害福祉課長)

自立支援法の施行に伴いまして、今の作業所の体系が、グレードをあげてという形で、地域活動支援センターという体系にグレードがあがります。その条件としては、任意に設置されているものを N P O 法人の経営に経営化しなければいけないという部分で、例えば N P O の資格を取得する場合のなんとか支援であるとか、そういうものもやっていけないかということを考えています。また今、小規模作業所に支援をしている経費とそれを下回らないような形で、新たな制度の地域活動支援センターにも同様の、できればそれ以上のサービス支援ができればと思っていますが、まだ方向性は出ていませんが、そういう形での支援と考えています。

(小林委員)

ちょっと説明が足りない。これ、施策が無いですよ。だから、施策があるのであれば、付け加えていただければと思います。

(神部保健福祉部長)

自立支援法ができて、新たな障害者計画というものを並行しながら作っているわけです。その中に、この部分が出て来るわけですが、これだけ読んで分からないという部分がありますので、少し説明を入れるのと、障害者計画の方が、並行して動いていくものですから、場合によっては、ここの部分がもしかすると、国の動きが非常に大きく動いているものですから、その関係で場合によっては記述的に少しこちらの方が影響出てくるのがあるのかなと事務局的には感じているところです。

(本村委員)

いまおっしゃいました、下から3番目ですが、小規模作業のことでしたが、その前に通所授産施設というひとつの名称が入っているんですが、まさにこの計画を考えているときに、この呼称というのはなくなると思うんですね。これを、ここに入れておいていいのかどうか。通所授産というこの名前はなくなると思うんで、そのところはどうか考えればいいんでしょうか。

(神部保健福祉部長)

今お話があったようにこれが今後なくなっていくという部分は、正直、これを作ったのがかなり前の状態になっていますので、出来ていく中においては、後から見て死語になっているものを入れてもしょうがないので、そこは少し整理させていただきたいと思っています。

(佐山委員)

149ページの2番目は18年度当初の身体障害者の数や知的障害者の人数が載っていますがのせる必要があるのかなあと思いました。

それから、マンパワーの話在先ほどありましたが、あれはヒューマンパワーだと思います。

(神部保健福祉部長)

確かにここに人数を載せていいものか、それとも傾向的なものをある程度出しておくというふうな方がむしろいいのかについても少し検討させていただきますし、今の表現についても検討させていただきます。

(五十嵐部会長)

ほかにございませんでしょうか。

(小野沢委員)

153ページ なんですけど、DV、売春、セクシャルハラスメントなど、様々な問題を抱え

援助を必要とする女性とあるんですが、これは、「人」でいいのではないのでしょうか。

（五十嵐部会長）

セクシャルハラスメントは男性のケースもあるわけです。女性が圧倒的に多いかと思うんですけども、「人」からのということで。

（神部保健福祉部長）

そうです。ここに「女性」と書いたのは、私どもの中で婦人相談員というのが、生活保護担当課の中に婦人相談員というのがあるんですね。今母子に対する施策はあるんですけども、父子に対してどうなのかという議論もあるわけですけども、婦人相談員というものをイメージしていましたのでここに、「女性」というのを書いてしまいましたけれども、今のセクハラ云々ということだけ考えれば、女性からではないわけですので、表現については少し検討させていただきます。

（大熊委員）

同じところ、大熊です。

152 ページの上から 4 行目のところで、買春と書かれていて、153 ページの今のところでは、売春だけになっている。その辺表記をちょっと統一された方が良いのではないかなと。

（神部保健福祉部長）

はい有難うございます。

（佐山委員）

私はこの部分についてはどう考えていいのか、ちょっと悩んでいるところがありまして、安全な暮らしの保障というところで、まずは 152 ページの売買春、パートナーからのDVのところ、でてきています。暴力の問題とか性犯罪、セクハラの問題はむしろこれは今まで見過ごされてきたのは、暴力である犯罪ですということでの大きな問題で、ここで安全な暮らしの保障ということで、安全安心ということに入って来るんだと思うんですけども、ちょっとここはどういうふうに捉えたらいいのかと、ちょっとひっかかっているんです。

実際にはもうどんどんこのドメスティックバイオレンスの問題とかセクハラの問題とか、警察でも積極的にこれに対応して下さっているんですが、この関係でもちょっと難しく、しかも施策の体系の中では、自立に向けた支援という中の援助を必要とする人への支援に入ってきてるんですが、しかしこの中にある暴力の問題とホームレスの人の問題は全く異質じゃないかなと思うので、ここの取り上げ方は、私にとっては、もうちょっと検討が必要だという感じを受けました。それから、売買春という風になったときに強要されて売り春の売春をするという売春被害者という問題と、買う側は今度は犯罪者という問題

なので、この辺も先ほどの言葉と位置づけの問題をもうちょっと考えた方がいんじゃないかというふうに感じています。さらに関連していいますとここではむしろ、援助を必要とする人の場合には、NPO法人とかシェルターの問題とか、行政だけでは対応できないきめ細かな支援の部分になってきますので、そうしますとまた施策の展開と背景と現状の課題は、みんなちょっとバラバラな感じがして。ここには大きな違和感を感じました。

(田中委員)

お返事の前によろしいですか。関連してなんですが、私も最初2・3回これを読んだときに迷ったのですね。この援助という言葉は、こういう範疇でとらえていいのかとすごく悩んだのですが、3度位読みました。この7番が、安心な暮らしの保障という部分なんです。そういうふうに理解すると、安心な暮らしという視点できて私はこれは足りないと思うし、ここに援助がこのような範疇で捉えたら、どうしても不足部分がいっぱいありすぎるし、これを特記することがむしろ違和感。ここを暮らしの保障という風にしていくのであれば、もう少し課題のところも保障のためにどのような課題があるのか、というふうに整理して、大項目のところ、少し加味すると直るのかなという気がいたしました。そうすると当然援助を必要とする人という人が、やや狭い。保障という点でのとらえ方で整理したらいかなものかと思いました。私の読み取りでございます。

(小野沢委員)

私も田中委員と同じように、ちょっと異質だなと思ったんですけれども、最低限の保障というのはやはり公的にやるべきと考えたら、人権とか色々これだけ見るとそうなんですけれども、保障となるとこれでいいのかなと、自分で納得した所があるんですけれども。

(田中委員)

今ご指摘のとおり最後の3行の部分は、援助を必要とする人への支援というところは、ある点でしかないからもっとこの部分は、前掲されてもいるし、むしろあちこちできちんとした文言、表記、設定はいるだろうなと思います。

(佐山委員)

もしそうだとすると152ページの現状の課題の書き込みをもう少ししていただくと、全体の流れとしては、後に流れていく。そうしていただくといいのではないかなと思います。

(神部保健福祉部長)

分かりました。ではそういった方向で。

(田中委員)

152ページの下から2番目の国民健康保険事業の、これは非常に保障としては大きい課題だろうと思います。しかもその課題で保険財政の深刻化が問題となっていると、極めて明記

されておりますし、それに対する施策が、ただ市民の老後の生活安定化のために年金制度の普及・啓発に努めますと、と見ると、正直に申しあげて市民としては何だこれが施策なのか、保障の施策なのかという印象を受けますので、その辺をもうちょっと踏み込んだ施策というのが検討できるとありがたいなと思いました。

(五十嵐委員)

いかがでしょうか。

153 ページの のあたりを、特に のあたりを、1行で終わっている、これでいいのかと。

(田中委員)

周知・広報じゃなくて、それこそ年金制度を含め障害の問題も含め、どの辺まで行政がやれるのかという部分の施策としてのツッコミが足りない。

(尾崎市民生活部長)

おっしゃるとおり、この国民健康保険の制度と年金については、国の制度との絡みの中で、行政自体がどこまでできるかどうかというのは、かなり給付の額とか負担率とか決められる中で、あとは率の中で額をどう設定していくかというのが、国保財政をどういうふうにしていくかという絡みの中で、諸施策が与えられているということなんですが。大きな流れとして、今後75歳以上の医療制度がまた変わってくるかですね。今給付も含めて徴収も含めていろんな意味で医療制度が大きく変わってきているというような現状がある中で、どこまでここで行政の個性が、行政というのは市の個性が出し切れるかというのは、かなり難しいところがあるんですね。しかも年金に関してはそのほとんどが今、先般も国の方で問題を起こしましたけれども、国の一種の窓口的などところに集約されているというようなところもありまして、今のこの制度の中でやれる範囲でやっていくしかないのかなというのが現実的にはそういうものがございます。したがって、ただ広報に関しましては、健康な国保の加入者を作っていくというので、健康増進のための施策を新たに採り入れて行こうということで、20年から実際に事業として展開しなさいよという、健康診断も含めて、そういう方向なんかも現にあるわけですが、それらの問題を入れていくかどうかというところかなと思っているのですが。おっしゃるように、7としての安心な暮らしの保障という視点で言った場合、確かに国保の問題は大きい問題、それから国民年金は大きい問題なので、全体としてその表現、今の話は表現というか、ボリュームをもう少し加えろということか、施策ということか？

(田中委員)

施策の問題ですよ。まさに政令指定都市として輝こう、発展しようという新潟が、国の一つの方向を待ってここしか書けないと、現状的にはそうなんだろうなと思うんです。市民

として理解しながらも、これからビジョンを作って、せっかくのこれを市民とともに責任をもって作りあげて行こうよという施策の中でこの表現にとどまっていると、期待感がしぼんでいくという。どこかに体の中で残っております。それで敢えて発言しました。

(五十嵐部会長)

このあともうちょっと検討してください。

ほかにございません。

(小林委員)

住宅セーフティネット機能の向上というところで、のところで老朽化した住宅を建替えだけに限定してしまっています。しかし、ほかにも選択肢はいくらでもあって、例えば建替えではなくてリフォームでもいいですし、借上げの公営住宅というのもあると思います。ここで建替えと限定したのはなぜでしょうか。

(池上開発建築部長)

開発建築の池上です。

ただいまのご質問ですが、公営住宅につきましては、今委員からお話がありましたように、今あるストックの活用ということでリフォームも視野に入れております。そんな中で、建替えの方もインパクトがあるものですから、そこの部分が先に記述として載ったのではないかなと思いますが。そこの部分のご指摘を受けて少し表現内容を再検討してみたいと思います。借上げにつきましては、今後の課題として検討させていただければと思っております。

(五十嵐部会長)

リフォームはもう計画に入っていますよね。

(神部保健福祉部長)

すみません、公営住宅とは切り離して、いわゆる一般の住宅での高齢者の方々のリフォームもあるわけですので、そこの記述はないのです、そのことを言ったんです。

(五十嵐部会長)

確か公営住宅で二戸一にするという話もありましたよね。若年家族のためのとかいろいろ。公営住宅の建替え全てじゃなくてリフォームの計画もあったように記憶しておりますが。住まいの方、住環境はまた別のところでありますので、ここはほかに御意見ありますか。

(小池委員)

157 ページのところの のサービス利用者の権利保障のところ、成年後見制度を挙げているんですけども、福祉サービス利用の時にこの地域福祉権利擁護事業というのを社協さんでやっておられるのでそっちも入っていた方が幅広くといいましょうか、権利保障のところにつながるのかなと思ったんですが。

(神部保健福祉部長)

分かりました。今お話のあった部分は社会福祉協議会の方で権利擁護事業やっています。政令市になりますと、まさに政令市社協が主体的にやる部分になりますので、同種類のものでございます。ここに付け加える形にさせていただきます。

(田中委員)

155 ページの 2 行目 , ずっとこの問題はあちこちに顔を出しているのですが , 2 行目の「女性の社会進出が進むなかで」というこの表現が , 育児・介護にかかわる相互扶助機能が低下の理由に挙げられているというふうに読み取れるので , ここはおかしいと思うのです。むしろ , これでしたら , 男女の就労環境が変化していく中でとかという表現で , 一貫してどうもまだまだ視点が , まだ申し訳ないけど , 気がかりです。

(神部保健福祉部長)

まさに意識の改革 , それしかない。

(五十嵐部会長)

じゃあ修正方よろしく願いいたします。

(佐山委員)

些細なことなんですけれども , 実はここに出ている 3 行目は「多様化・高度化する保健福祉ニーズに」というふうに出てきています。でもそうではなくて , 「個々の保健福祉ニーズに」対応できるということであって , どんどん多様化してお金を使ってという高度化と違う部分があると思うんです。今必要なのは , 一人一人に対応したサービスがお金がかかるものとは限らない。そういう観点で見ていくことになるので , 今こういうフレーズが当たり前のように慣用句で使われるようになってはいるのですが , そうでは無いんじゃないかなという風に思いました。

(本村委員)

150 ページなんです。6 番の障害のある人の自立支援ということで (1) 地域生活の支援体制の充実 , とあります。質問は , その下の施策展開で なんです , 保健・医療の充実ということで , ここをずっと読んでいくと , なぜか「車いす身体障害者の健康審査や」というのがぼろっと出てくるんですね。保健・医療の充実 , 地域生活支援と総合的に見たとき , 私はこれだけではなくて , あるいは医療費の助成と書いてあるんですが。実は心の病 , 精神障害の人たちというのは , 非常に重要な分野だと思っておるのですが。こういう風に出るとそっちの方がもうかすんじゃって , 国の方もはっきりと今後数年間に 7 万床ベッドを減らすと , 精神科の。ますます精神障害の方は地域へ出て行く , そういなかでそういう人たちが安心して暮らせるということを考えると , この文言 , この文章を削除していただくか ,

もう少し膨らみのある内容，精神というのもちよっとここに入れてほしいなあと。精神というのをいれなくても，という印象を持ちました。

（神部保健福祉部長）

おっしゃる通りだと思います。いわゆる三障害も一緒なんだよとっておきながら，この部分だけは従来の活字が出ているわけですので，この全体を通してになりますけれども，もう一回そういった三障害，精神の方々の部分に配慮があるのかどうかについても，全体のトーンの中で見させていただきますけれども，今の部分につきましては，御意見のような形で変えたいと思っています。

（佐山委員）

それに関連しまして のところの 150 ページ 2 行目には「相談や生活の場の確保を図るとともに」と書かれています。これは「相談や生活の場の確保」というふうに書かれているのですが、「相談と」と「や」ではずいぶん私は違うなって思っているんです。相談員というカウンセリングと相談というのはどこも非常に大切に，ここでは相談の場を充実するのもすごく大事だと思うのですが。この書き方は意外と軽視されているようなニュアンスで受け取ったんですが，実際の施策の方向としてはどうなんでしょうか。むしろ事務の方では，相談や生活の場の確保という事をどのように受け止めておられるのか。

（野本障害福祉課長）

ひとつ，相談の部分が重要だと，これはおっしゃる通りだと思います。ここへぶら下がってくる事業として障害者相談支援事業という事業が具体的にぶら下がってくるのですが，これについては相談の集中的な，行動的な相談の場所を各区に一箇所ずつ増やしていくとか，というような形を施策が具体的にぶら下がってきます。それから生活の場の確保という部分で言えば，従来のいわゆる在宅のヘルプ事業に加えて，やはり各地区に地域生活支援センター，これは介護の方にもありますけれど障害の方でも，そういう相談ができたりあるいはそこで作業ができたりというような形のそういう場を，これはまだ正式に障害者方の計画に諮っていませんけれども，できれば生活圏域のなかでこう一箇所位ずつ増やしていくような形，そういう施策が具体的に事業としてぶら下がっていくものと思っています。

（小野沢委員）

155 ページ。先ほども田中委員の発言で，女性の社会進出が進む中でと同じように，私の気持ちの中でちょっとひっかかるのは，5 行目の「今後も市民生活の中にボランティアの心の浸透を図っていく必要があります。」という文章なんですけど，どちらかという課題として，ボランティア活動は活発化しているわけで，それを行政がどう支えて支援していくかというところに重点を置いた課題を私は載せてほしいと思うんです。なにか行政側が市民を指

導するというようなニュアンスがこの中に、どうも私としてはひっかかるので、検討していただきたい。

（神部保健福祉部長）

もしかすると、ボランティアの事一番知らないのは、行政あなたがたなんでないですか。という厳しいようなご意見という風に受け止めていますけれども、まさにこういった部分は、行政がどうするというよりもひっぱっていくというよりも、支援体制とか、逆に言うと行政は邪魔はしないでというのが本音だと思うんです。

（小野沢委員）

ボランティアというのは、市民の自発的な心から出てくる活動ですから、それを支援してほしいという風に書いていただきたいということです。

（神部保健福祉部長）

そうですね。今のような受け取られ方をしているようですので、その部分については少し訂正させていただきたいと思っております。

（五十嵐部会長）

他に8番までの間に何かございませんでしょうか？

（本村委員）

156 ページ。施策展開のところ（1）地域で助け合いですね。で、とあって、そういえばそうだと思うんですが。今ボランティアの話が出たんですけれども、あえて福祉ボランティアという福祉と入れなくてはいけないのかどうか。日ごろ生活していく上で全てがお互いそういう事を思っているわけで、これはそういう計画でしょうけれども、どうなんでしょうか。素朴な疑問として。

（神部保健福祉部長）

今の話はのところ福祉ボランティアと、敢えてボランティアの上に福祉がついているところにひっかかるなという風なことですよね。

（本村委員）

といいますのは、これをやっているのが今市の社会福祉協議会ボランティアセンターで、福祉ボランティアという用語を頻繁に使っているものですから。ちょっとここにいれられたのかなとふと思ったんですね。高校生とか大学生とか夏休み参加している。普通こういう用語を使うのかなとふと思ったものですから。

（神部保健福祉部長）

皆様もなにか御意見はありますか。私共が使った意図はまさに本村委員がおっしゃった通り、その後ろの方に、市の社会福祉協議会ボランティアセンターなどというのがありました

ので、そこに福祉ボランティアというのが入っているんですね。またこのところにもいわゆる「ボランティアの心の浸透を図り」なんていうのがはいつているので、ここはまた修正させてもらうんですけども。

(五十嵐部会長)

何とかボランティアとつくるのは、福祉ボランティア、国際ボランティア、災害ボランティア、防寒ボランティアなんていうのがあります。

(田中委員)

ここに福祉がつくのがいいかどうかは、まだ私もはっきりわかりません。ここにボランティア活動の推進、と入れちゃうと、全部ボランティアと包括されてしまって広範囲になりすぎる。それも懸念されるかな。

(五十嵐部会長)

ここは(1)の中でのボランティアということをしつと読んでわかるようにという意味だと思うんですけどね。

(小池委員)

最初の1のところ、分権型協働都市の中で、57ページ、市民参画協働精神のなかで、いろんなボランティア活動があるけれど、そのなかの一つとして、福祉ボランティアがある。このことにつながりで、敢えてここ入っているのかなという。

(五十嵐部会長)

58ページに、福祉ボランティア活動の促進というのがあって、そういう意味ではいいのかなと。

(松田計画調整課長)

今ほど御質問があった、58ページの方の分権型協働都市のところにも、ボランティアと表記がございまして、ここは全分野、と申しまして主要な防犯ボランティアですとか福祉ボランティアという、ここは差別化する為に分けないと少しわかりづらいつかなというところで、福祉ボランティア・防犯ボランティアという名称を付けさせていただいております。一方、156ページは表題が、保健福祉活動の推進という表題自体が、(1)地域で助け合つ支え合つ保健福祉活動の推進という中のボランティアですから、委員の御指摘もひとつ検討しなければいつけないのかなという気がしております。

(本村委員)

もう一つ、地域で支え合つ保健福祉活動といつますのは、まさに地域住民参加型の福祉での展開していくということをしつてるわけですね。だから、エリアエリアで、どういつうふな私たちのより良い生活を作りあげていくかということが、まず基本になるんですね。それ

と並列のような形で、福祉ボランティアというのが来るとですね、どうも福祉ボランティアの方に傾いていっちゃったり、本来的に住民が自主的に組織をして地域福祉を作り上げていくのをややもすれば、福祉ボランティアに頼ってしまうような、あるいはそういうふうの流れてしまわないか。そんな心配な気があったものですから、地域住民一人一人が地域福祉というのをしっかりと考えていくというのがしっかりと根底にあると思う。

（五十嵐部会長）

本村委員のその前段との関係でいえば、のところはボランティア活動の推進というタイトル、上がそうなんだから、ここはボランティア活動の推進というぐらいにしておいて、中で、地域住民の参加型を含めた形での福祉ボランティアを含めた形という風な、そういう内容に構成しなおしたらという提案ととらえていいでしょうか。じゃあちょっと検討していただいて。

（神部保健福祉部長）

の所にさらっと書いてあるんですけども、「区ごとの地域福祉計画を策定するとともに」という言葉があります。これが、いわゆる今おっしゃったように、区単位でこういった箱物が足りないとかそういったことではなくて、それはトータルで市全体として考えるわけですけども、区単位でそういった活動ですね、マンパワー、個人的な部分を含めて活動をどうしていくか、区単位の中で、今の予定ですと19、20年、2年かけて区になった時にそれを作っていこうと、実際今さらっと書いてあるんですけども、そういうことです。そういった中で今本村委員がおっしゃったことは、その中に活動する時に、地域の中のボランティアの人たちが、NPOが大切になっていくんですよということを謳いたいというようなことですので、じゃあその表現について。

（小林委員）

155ページ。まず1番上の ですが、「家庭や地域での育児介護にかかわる相互扶助機能が低下」というのが課題だと思います。しかし、これに係る施策というのはどれになるのかというのを教えてほしい。そして、上から で3つめ、「各種保健福祉関連の電算システムや情報のネットワーク化を進め」と書いてあります。この進めるということは施策があるということなんですよ。それがないということなので、この内容を見ていると、3つめの は削除してもいいのかなという気がします。

（神部保健福祉部長）

ありがとうございます。まさにその通りです。実際、新潟市の中で福祉の関係のいろんなシステムを今構築しているものですので、施策の方に入れようかなと思ったんですけども、正直に申し上げるとそっちの方を落として、頭の方を落とすのを忘れたんですね。申し訳あ

りません。か、もしくは、そういったネットワーク化というものが必要なんだということに対して、施策の方に何かうつか。要するにアンマッチを起こしているんですね。という部分ですので、逆に今、そういったワンストップ的な市民の方が来られて福祉とか保健の部分に関して色んな交渉の窓口があるという風なことについて、それをワンストップ化、システム化できないかということに動いてるわけですので、やるならば、逆に削除と申し上げたのですが、削除もひとつ検討しますし、逆に削除じゃなくて、こっちを起こしておいて後ろの施策の方に合わせるような形で整理させていただきたいと思います。それから最初の方にお話があったいわゆる「介護・育児に関わる相互扶助の低下」、この部分についても施策の方でもう少し分かるような形で、書かさせていただきたいと思います。

(石井企画部長)

電算の方の関連ですが、68ページの方に、市民生活を便利にするための情報化ということでここで若干情報政策が挙げられております。これとうまくリンクしてるかどうか。いずれにしても、市民の皆さんが情報サービスを簡単に使え、情報を入手しやすい仕組みには取り組んでもらいたい。

(部会長)

全体に書いているから書かなくていいか、ここでも特に具体的な施策を考えているときには書いていた方が良くかというところですね。じゃあご検討いただいて。

(休憩)

(五十嵐部会長)

それでは9番、10番ですが、9番のみどり豊かな居住環境について、池上開発建築部長、よろしくをお願いします。

(池上開発建築部長)

開発建築部長の池上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

158ページでございますが、9番のみどり豊かな居住環境につきましてご説明申しあげます。まず現状と課題でございますが、一つ目は、現在新潟市の市街化区域内における人口集中地区の割合ですとか、あるいは人口集中地区内の人口密度、低密度であるということで、既成市街地において低利用地あるいは未利用地が存在しているということで、さらに今までも進めてきたわけですが、市街地の中の土地の有効利用、あるいは高度利用に向けた取り組みが必要になっているという認識が一つあがります。それから、住宅需要も多様化しているわけですが、そんななかで、勤労者に的をしぼって住宅融資の支援などによって良質な住宅

の確保に努めていく必要があるでしょうというのが二つ目でございます。それから三つ目でございますが、住居表示の関係でございます。ご案内のとおり住居表示が実施されておりますと、災害時緊急対応ですとか郵便物の配達が円滑になるわけですので、計画地域内の実施率がまだ約72%ということでございますので、これをさらに拡大を進めていく必要があるでしょうということでございます。その後の二つのはみどりの関係でございます。新潟市の一人当たりの公園面積は全国平均は上回っておりますけれども、さらに市民の皆様がたのご要望が多いことから、公園緑地を今後も創出する必要があるということでございますし、また市民の方々のご要望についても第1位が、水と緑であり非常にご要望がたつようございますので、そういったものをうけまして、引き続き公園の整備、民有地の緑化推進、家庭園芸の普及など緑あふれる街の創造に取り組む必要があるという認識でございます。

これらの現況と課題を受けまして、その下でございますが、施策の体系といたしまして二つに分けまして、一つは(1)ゆとりの居住環境ということで、宅地の整備から住居表示の推進まででございます。(2)といたしまして、緑の町づくりということで、公園・緑地等創出から、緑化意識の醸成ということで整理させていただいたところでございます。それではまず、159ページですが、(1)のゆとりの居住環境でございます。やはり快適な住まいというのは市民生活の基盤で、豊かな生活の基本でございますので、先ほど申し上げましたように市街地の中の低・未利用地これを中心にして、景観に配慮した計画的な市街地整備を推進し良好な居住環境づくりに努めていこうというものでございます。また、老朽化、最近特に言われていますがいわゆる耐震の問題等もございますので、老朽化等によって災害時に被害が発生するおそれがある住宅のリフォームの建て替えを促進して、災害に強い街づくりを目指すということで細項目といたしましては、の宅地の整備、これが市街地内の低・未利用地などを中心として居住環境の形成に努めるというものでございます。それからの良好で安心な住まいづくり、ここの部分ですが、特に災害に強いまちづくりということを目指すうえで、マンションですとか木造住宅の耐震改修工事等を含めたりリフォーム資金、これを民間金融機関を通じて低利に融資をすることによって、災害に強い街づくりを目指していこうというものでございます。それからの田園集落の活性化でございます。これは記載のとおりでございますが、田園集落に調和した田園住宅整備を促進するなど、農村地域の活性化を図っていこうというものでございます。それからの良好な居住環境づくり、記載のように、地区計画ですとか、建築協定などの市民の皆様方と一緒に、そういった制度作り、あるいは運用することによって、例えば狭き道路、本来あるべき幅がない道路がございますので、そういった所で災害等の緊急性の問題なんかも考慮しながら優先的に整備を進めていくものを検討してまいりたいと思っております。住居表示の推進につきましては記載のとおり

でございます。160 ページになりますが、(2) みどりの町並みづくりということで、公有地はもとより私有地の緑化を進めて公園の整備を推進し市民生活に潤いとやすらぎを提供してまいりたいと、具体的な項目といたしましては、公園緑地等の積極的な創出、それから市民協働によつての緑化の推進、また緑化意識の醸成こういったものを施策として考えてまいりたいと思っております。以上簡単でございますが、説明させていただきました。

(五十嵐部会長)

続けて 10 番のところ土木部長さん。

(惣賀土木部長)

土木部長の惣賀と申します。よろしくお願ひいたします。

10 番の快適で安全な生活基盤づくりについて、説明させていただきます。161 ページでございます。まず現状と課題についてでございます。まず道路関係についてでございますが、まず現在バス利用者の減少などからバス路線の廃止が進んでいるところでございますが、子供や高齢者を含め自家用車を運転できない人に対する生活交通の確保が必要となっておりますところでございます。また冬期の降雪による車両交通等の支障はございます。市民生活に多大な影響を与えることから道路の除雪や凍結防止対策の対策を整えておく必要がございます。

平成 14 年度に、新潟都市圏域パーソントリップ調査を行いました。交通手段としての自動車の分担率が 69.6% と最も高く、昭和 63 年度の同調査と比べましても、約 18 ポイントも増加しているところです。鉄道バスなど公共交通は逆に減少しており、自動車への依存が進んでいます。このような状況の中、市内の交通事故は依然として多発しています。近年は特に高齢者が関わっている事故が増加していることから交通安全教育のより一層の推進、安全な交通社会の実現が求められています。

市街地における違法駐車についてですが、このことは、交通事故や交通渋滞を招く一因となっております。交通安全を進めるうえで、対策が必要となっております。また、都心の商店街におきまして、放置自転車により都市機能が阻害されていることから駐輪場の整備と合わせた、自転車などの放置禁止区域の拡大を進める必要があります。

また、住宅の密集市街地には、災害時に緊急車両が通行できない、狭隘な道路が多数存在するため、防災に強く安全な住環境の形成に向けて改善に取り組む必要があります。

次に下水道であります。下水道の普及率は、平成 17 年度末で、67.6% となっており、全国平均とほぼ同水準であります。政令市の平均 98.3% からは大きく下回っているという状況です。

また、市民の皆様からは、現行の各月による水道料金等の徴収制度は、毎月徴収する他の公共料金に比べ単価が大きいとのご意見を頂戴しています。水道につきましては親切で分か

りやすいサービスの提供を行う必要があります。現況と課題につきましては、以上でございます。

次に、162 ページお願いいたします。施策の体系ですが、小項目といたしまして、(1) 身近で快適な交通の確保、細項目といたしまして、生活道路の整備から 番の道路維持管理の効率化まで9項目あります。(2) の交通安全の推進ですが、細項目としまして 番の交通安全意識の普及 番交通災害救済対策の充実の二つの細項目を上げています。

(3) の上下水道の充実、細項目としまして 安全でおいしい水を供給から 番の水洗化の普及促進までの6項目上げています。

次に163 ページです。施策の展開です。1番目の(1) 身近で快適な交通の確保につきましては、市民に最も身近な生活道路につきまして、車両だけでなく子供や高齢者障害者など、誰もが安心して快適に移動できるよう整備を進め、修繕や除雪など適切な道路の維持管理による、交通処理機能の向上に努めるとともに、区バスなどの整備や駅の利用環境の向上をはかり、身近で快適な交通確保に努めます。 番としまして生活道路の整備ですが、幹線道路の補完や安全かつ快適に利用できるよう道路改良を進めています。 番の道路景観の創出ですが、電線類の地中化や街路樹の整備などにより、道路空間の質を高めていくものです。

番の自転車利用環境の整備ですが、自転車道のネットワーク化を図るとともに、駅周辺や都心の商店街で駐輪場の整備を行うことで、自転車利用促進を図ることにより環境負荷の軽減をはかります。 番としまして、ゆとりと安心の道づくりですが、歩道のバリアフリー化とともに、地域事業に対応したコミュニティ道路や歩車共存道などの整備を進めていきます。

番、生活交通の確保ですが、路線バス運行確保とともに住民バスの活動支援により、市民に必要な交通過去に努めます。 番としまして、駅、バス停の利用環境の向上です。再掲ですが、駅・バス停周辺の整備を努めるとともに、パークアンドライド駐車場の整備を進めます。 番、除雪体制の充実ですが、各区の実情に合わせた除雪を行うことにより、道路交通の確保に努めます。 番市民協働による道路維持管理の推進ですが、市民との協働により適切な道路の維持管理を行っていきます。 番として道路維持管理の効率化ですが、橋梁についてアセットマネジメントを作るなど維持管理コストの削減に努めていくものでございます。

次に小項目の2番目、交通安全の推進についてです。交通量の増加などに伴い、厳しさを増す交通情勢を背景に、多発している交通事故から市民の安全を守るため、市民一人一人が交通ルールを守り、思いやりと譲り合い、そしてゆとりの心を持って行動できる交通安全意識の普及に努めるものです。細項目の1番として交通安全意識の普及です。交通安全運動や交通安全教室、各小学校区で組織する交通安全推進協議会への支援を通し、交通安全意識の普及をはかります。 番としまして、交通災害救済対策の充実ですが、新潟県交通災害共済

制度の普及により市民の加入を促進します。

続きまして 165 ページ小項目の 3 番目。上下水道の充実です。快適な生活環境を創出するため安全でおいしい水道水を安定的に供給するとともに、水道利用者であるお客様の視点に立ったサービスを提供し経営の効率化に努めます。また、下水道の効率的な整備を進め、処理開始区域を拡大するとともに、水洗化の普及促進を積極的に図っていきます。細項目です。

番としまして安全でおいしい水の供給ですが、本市独自の水のおいしさ基準を定めるとともに、保健所と連動して貯水層水道の設置者に対し適切な指導助言を行っていきます。番として、水の安定した供給です。経年劣化した管路を更新し、配水幹線整備することで、給水安定性の向上をはかります。番として、お客様ニーズの充実ですが、水道について高度化、多様化するお客様のニーズに対応するため、コールセンターを開設し、受け付け、問い合わせ機能の一元化をはかります。番としまして、水道事業の運営基盤強化です。合併による市域の拡大に伴い、浄水場を統廃合し経営の効率化をはかります。番としまして、下水道処理開発区域の拡大です。下水道施設の整備を効率的に進め、処理開発区域の拡大に努めます。番ですが水洗化の普及促進で、公共下水道が整備され、各家庭が下水道に接続可能となった地域で、水洗化のための説明会や普及啓発活動を行い、生活環境の向上を図っていくものです。

以上です。

(藤木委員)

施策の関係で、164 ページ。安全の推進ということで市の方は遠慮されてソフトの面の教育だけのことをうたっていますが、今度、政令指定都市になりますと、国の法律に従うことになりまして、政令指定都市は、国道の管理と、都道府県の管理すべて政令指定都市の責任で印すことになりますので、この項目を 1 番の次に 2 番として、安定施設の整備ということを加えていただいて、全体をもう一度作り直していただきたいと思います。あくまで今までの新潟市であればこれで結構なんですけど、これは総合計画ですので、政令指定都市になるという前提で、計画を立てていただければと思います。

1 番の安全意識の普及というところでソフトの面で、教育ということは触れられていますが、安定施設の整備というのが抜けていますので、事務的な面でもう少し詰めなければならぬと思いますからうちの方からも出向していますし、足らなかった形だったんですけども、これは全体にもう少し整理していただければとお願いということで聞いていただけないかと。

(五十嵐部会長)

市が管理しなければいけないところについてですね。

(藤木委員)

そうです。土木上、自分の管轄であります前の方に生活道路の整備ということで、例えば道路の改良ですとかいうふうなことをしますとうたっていますが。例えば何をやるかといいますと、歩道の設置ですとか、道路の照明、カードレールとか横断防止のためのいろんな施策とか、交差点の改良ですとかカーブミラーですとか。今まで県でやっていたところを今度市の責任でやることになりますので載せていただければと思います。

道路法というのがあります、道路の管理ということで政令市が県なみの義務を負うと。財源も国の方からあるはずですから。

(惣賀土木部長)

おっしゃるとおりでして、政令市になりますと、国県道の整備維持管理が、来年の4月から、新潟市が県に変わりますと行うことになります。したがって、市道だけでなく、国県道の施設につきましてもこちらの施設につきましても市がやるような形になります。ただ163ページのゆとり安心道づくり(1)の番ですが、言葉足らずですが、この中にそういうことも含めて入れるつもりですが、実際今委員のほうからの指摘では、今はまったくそういったものが入っておりませんので、この辺に入れさせて頂ければ有り難い。逆にいますと交通安全推進のところにつきましては、どちらかというソフト関係を入れさせて頂いたところですので、ハードも含めまして、(1)の身近で快適な交通の確保の中で入れた方が良いのかなという感じがしますが。

(藤木委員)

押し付けになりますが、いちばんの身近な交通の確保ではなく、あくまでも2番の交通安全の推進という項目を起こされていますので、やっぱり人間はソフトとハード相まって初めて事故防止対策になりますので、それに対する教育とあと物理的ないろいろな施設の部分ということで。市が今回やるわけですから(2)の項目をいかしていただければということ追加していただければと重ねてお願い申し上げます。

(五十嵐部会長)

もう少し検討していただくということと、今うかがって現況と課題のところ政令市になって市が管理しないといけないところは、こういうふうが増えたといのが現況と課題になるかと思えます。それを踏まえてどんなふう安全を確保しなければいけないかということなので現況と課題のところにもその旨のところを少し追加していただいて施策のほうに追加するという形で整理していただけたらと思います。

(佐山委員)

それに関連して164ページ。今のところは交通安全の推進というところでの表現が交通量

の増加に伴い、と説明があるんですが、これはどちらかというと今まで交通事故はその人がやっぱり悪かったとか飛び出したとかというような事故が起こるべくして起こった事に対しての安全対策の見直しとかということがここには全く書かれていないので、防止システムの充実とかという言葉を入れていただいたほうが、個人の意識だけで注意を喚起するという表現のように読み取れてしまうので、藤木委員の発言に含めて少し書いていただくといいと思います。

(田中委員)

関連して 161 ページ、この現況と課題の各項目が列記されているだけなので少しこれを整理して表現をしていただけるといいなと。例えば一番目と三番目、これは関連したものでありますし、二番目と下から四つ目も道路をどうするという環境維持管理の問題だし、この辺を少し整理して課題をのべていただきたいなと思いました。そうしますと、162 ページに関係して施策体系の(1)の から までである意味羅列されているんですがこの項目も前の課題と関連しながら、かなり関連したものをとりまとめた施策として述べられるのではないかなと思いました。さらに(1)のタイトルを身近で快適な交通の確保で良いのかなと少し疑問に思いました。中に書かれている施策が、道路維持管理ですとか、自転車利用の環境の整備等がみな入りますので、身近で快適な道路環境の整備と安全な交通の確保とか、うまく表現できないんですが、そこまでのせると、今、藤木委員がおっしゃった交通安全の推進のところでも、道路環境のハード面もここに載せられると思うので、その情報があるかなという気がしました。ついでにこの項ところで、私自身違和感のある言葉で、165 ページあるいは 162 ページの(3)の でもあるんですが、ここで突然お客様という言葉が、お客様の視点に立つという姿勢は分かりますし、どういう方向で行こうというのは十分理解しつつ、突然ここでお客様の視点に立つというこの明記が施策として必要なかどうか、むしろお客様の視点に立つというのは行政の機能を十分発揮しつつ、基本的には、市民と協働でというところをずっと柱として整合性を取ってきているのに、ここへくると急に、お客様サービスになってしまうというのは整理できないで困ってしまいましたので、これも少し考えていただきたいです。

(惣賀土木部長)

今の委員のご意見でございますが、現状課題をもう少し整理した方がいいんじゃないかと、それに伴って 10 番の快適で安全な生活基盤づくりの(1)身近で快適な交通の確保の小項目の表題がこれでいいかどうか、あるいはその下の細項目も整理できるのではないかとのご意見でしたので、これについては検討させていただきたいと思います。それから水道の件につきましても、水道局のほうで検討させていただきたいと思います。

(堤委員)

(1) 身近で快適な交通の確保の 1 番なんですけど地域事情に対応したコミュニティー道路なんですけど、コミュニティー道路というものは一体どういうものなのかわからないのでご説明いただきたいのと同時に、 1 番で社会的影響の大きい橋梁という表現なんですけど、これは一体どういう影響の大きい橋梁なのか分かりづらいのでご説明いただけますか。

(惣賀土木部長)

まずコミュニティー道路ですが、例えばこの近くに本町通り、あそこはもともと段差のある歩道があって車道があって黒い舗装があったところを今白っぽいブロックをひきまして、歩道と車道と区別をしてあるんですが、段差をなくしまして歩行者が歩きやすい。逆に車がスピードが出ないような少しカーブをわざとつけて、地域の皆さんといろいろご相談をさせていただいて道路を作ったんですが、一つの例としましてコミュニティー道路と呼んでいます。

1 番の社会的影響の大きい橋梁なんですけど。例えば、現在新潟市が管理している橋梁が 6,000 橋梁ぐらいあります。大小がありまして、大きいのは八千代橋です。それから関屋分水の一番海側にかかっている浜浦橋。この辺が 1 番大きいんですけど。ただ来年から国県道がはいってきますので、松浜橋、平成大橋、昭和大橋、泰平橋、全部はいってきます。普通、橋梁は寿命が普通は 5,60 年と言われていています。いわゆるバブル期に相当作ってしまっていて、それが来年度以降、相当数 5,60 年かかってくるということで、架け替えの時期になってくるんですが、それを全部架け替えていますと、とても財政的に持たないということで、何とか延命を図って効率よくやっていきたい。なぜその橋が落ちると困るかということ、災害で、阿賀野川、あるいは信濃川にかかっている橋が落橋すると災害復旧の要因でも非常に困るわけです。新潟地震のように完全に落橋してしまいますと交通の確保ができない。万代橋は、当時、被害を受けましたが、少し補修をすれば交通できたと。橋というものは地域を結ぶ、あるいは川を横断しているものですから、そこでもって分断されると困るということで、災害の面からも社会的影響が大きい。ということで先ほど言いましたように、そういう橋がいっぱいできてきますので、その橋の延命化を図りたいと 50 年 60 年のものをできれば 100 年ぐらい持たせたい。それには効率的な維持管理をやっていくことが必要ではないかということです。

(五十嵐部会長)

ちょっとそういう意味では少し言葉が足りないという感じがします。今のような説明を伺うとわかるんですが。

(堤委員)

今の説明があったから社会的影響が大きいということが分かったんですが、これを普通の

人が見た場合に社会的影響が大きいということは何のことなんでしょうと、どの橋を指すんだろうと疑問を持つと思いますので、もう少し分かりやすく今、説明していただいたような内容を明記していただけると言いかないと思います。

(小林委員)

159 ページのゆとりの居住環境というところの、2 つ目の です。老朽化等により災害ということで、リフォームや建て替えを促進していきますと書いてあります。これについて、下を受けて に、施策が書いてあると思います。市として災害のおそれのある住宅を調査するんですか。調査したとして、それを市が指摘してお金を貸し与えますから立て替えてくださいということでしょうか。それとも、市民の側から建て替えたいからお金を貸してというような意味で書いているのか、どちらなのでしょう。

(池上開発建築部長)

私の説明の不足で申し訳ありませんでした。耐震工事等のリフォームの場合は、前段といたしまして耐震診断というのを簡単な予備的診断と、これはもう少し詳細にあった方がいいなあとという本格的な診断をやるわけです。その診断の結果、耐震のための改修が必要と認められた住宅について、この制度を使って、この手入れをしていこうと。それをすることによって耐震化率を上げていきたいという考え方でございます。

(小林委員)

僕が言いたいのは、能動的なのか受動的なのかということを行っているので、市としたり能動的でいかなければ、災害に強いまちづくりを作ることができない。調査もして、お金も出しますよというのなら、説得力があるんですが。この文を読んでいると市民にやってください、もし、耐震以下ならば市がお金を出しますよでは、受動的で、災害に強いまちづくりというのを前面に出している割には説得力がないと思います。

(池上開発建築部長)

確かに、ご指摘のとおりで耳が痛いところがありますが、これまではどちらかということ、受動的な記載の部分がございます。ただ、ご案内のように耐震改修の関係が法律で変わりました。向こう 10 年ぐらい、その中で、耐震化率を上げていくなさいという形になってきました。その計画をできれば年度内ぐらいに新潟市も作っていきなさいと考えています。そのなかで、一定の調査をしまして積極的に新潟市として、いろいろ新潟地震の教訓もあるわけですから、能動的な形で災害に強いまちづくりを進めていきたいと考えています。そこまだ書き入れていないんですが、タイムラグがあるものですから、ご指摘も少し取り入れて。

(五十嵐部会長)

具体的には耐震診断というのは結構広報でやっていることではあるんですが、なかなか市

民のところには。耐震診断して具体的なもう少し下の方に入ってくる内容かと思うんです。国も県も市も耐震診断をして耐震化率を上げようということで進めていかざるを得ない状況にあるので、市としても頑張ってもらえるのではないかと期待をしているところです。

(田中委員)

関連するかなと思うのですが、158 ページ9 ページに書かれている言葉で、なかなか理解しにくい。他と比較する表面の言葉で表記されていると、施策としては非常に難しいなあと思ったことがあります。その一つの例は良質の住宅供給という良質という言葉と。優れた居住環境づくりと例をあげますとこの二つです。良質ということの意味のひとつに耐震性とかその他が含まれているということは先の説明で分かりましたが、タイトルからいきますと緑豊かな居住環境と言っている中で、良質ということで表現するとなかなか施策としては見えにくいと思います。例えば個人個人が、今の小林委員の発言と関係するのですが、自分の環境は良質でないという理解すれば、どんどん要求が高まってしまいます。それと優れたというのは、優れてないということもあるわけですので、優れたという表現をもっと別の言葉で代替の提言ができないので悪いのですが、表記が工夫できないかなと思いました。それと、最後に159 ページの 勤労者への住宅融資を支援することでとあるのですが、住宅融資というのは勤労者に限るんですか。法律とかそういうことなんでしょうか。そうすると勤労者でないから支援を受けられないのかと読んでしましましてこれは質問です。

(池上開発建築部長)

今、大きく分けて2つご質問ご意見があったと思いますが、「良質なあるいは優れた居住環境」それから、「緑豊かな」は、たしかにおっしゃる通りですので、もう一度改めて、どのような表現がいいのか検討させていただきます。それから、住宅融資の関係で勤労者の問題ですが、特定の金融名を上げて恐縮なんですけど、いわゆる労働金庫をお願いをいたしまして、勤労者の方々に融資制度があります。その部分をイメージをしてこのような形にしたものですが。一般的にリフォーム助成の関係はここに書いてあるだけでなく、今回勤労者のが書いてありますが、福祉的な分野での助成ですとか、その他ありますので、そういった意味で一定的なものはカバーしていると思いますが、ただ耐震改修の関係では、今の段階では、勤労者の定義をどのようにするかは別にして、若干誤解を受けかねない状態でありますし、一般市民の方々に門戸を閉ざしてしまうようなことにもなりますので、ここではもう少し検討させていただきます。

(椎谷委員)

159 ページの の住居表示に関してなんですけど、住居表示というのはどのあたりまで表示するんですか。何丁目何番何号までなんでしょうか。

(尾崎市民生活部長)

通常は何々町，何丁目，何番何号まで表示するというのが狙いです。

(椎谷委員)

個人情報とかいろいろなことがいわれてまして，地域の中でも表札のない家ですとか，そういうところがたくさんあるんですが，これは強制的なことに推進していくということなんですか。例えば課題の中でも緊急時の対応や郵便物の配達に支障を及ぼすことのないようにというふうに書いてあり拡大をすすめる必要があると書いてあるんですけども，確かに災害時の際，緊急時の際に消防の方ではとにかく電話番号を明記してくださいと。電話帳になるべく電話番号をとというふうにされていると聞いたことがあったんですが，それでも電話番号を載せない方もいるので市の方でこの表示をしましょうというところは，やはりこの2つの災害時と郵便物の配達でやっていかなければいけないことなんですか。

(尾崎市民生活部長)

大きな狙いとしては現にあるということで，災害時とか郵便の配達うんぬんというのはあります。例えば住居表示つきましては，その地域の皆さんが全員の了解をしないことにはできないと，お一人でも反対されていると現実できないという状況です。だからなかなか遅々として進まないというのがあるんですが，そういう意味では強制によって行うという姿勢ではありません。

(椎谷委員)

163 ページ公共交通機関というのはとても大切なことだと思います。番のところにバスに関するいろいろなことが書かれています。非常に大切なことだと思うのですが 番の中に区バスや地域が主体となっている住民バスということで，二つ分かれているんですが，この住民バスと区バスと違うんですか。

(斎藤都市計画部長)

都市計画部長の斎藤でございます。住民バスと区バスの区別ということなんですが，住民バスというのは，平成14年道路運送法の改正がありまして，交通事業者がそれまではある程度市の意見を聞いてなかなか廃止ができなかったんですが，14年度以降，届け出だけで廃止路線ができるというものができました。それを補完するために公共ごとに空白地帯をなくそうということで，今応援しているのが住民バスです。区バスはこれから区制がひかれて，新潟市は8区になりますけれど，その区の中の人たちがある程度区役所や何かに行けるものやっといこうというのが区バスです。

(椎谷委員)

この区バスは新潟市を走るということですか。

(斎藤都市計画部長)

旧新潟市ということですか？

今、区バスということで、いろいろな地区で組織を立ち上げてやっていますが、現在3地区ということで、とくに旧新潟地区の3区は今の公共交通が相当走っていますので区バスという形ではできないのかなと思っています

(松原委員)

最近、災害マップというのが全戸配布されてきたと思うのですが、その中に河川が決壊した場合どこまで危ないというのが詳細に書かれていまして非常に危機感を強めたのですが、そういうことはこの章では書かなくてよろしいでしょうか。地震のことは書いてあるんですが。

(惣賀土木部長)

132 ページ防災対策の強化です。今、委員のほうからご指摘のありました災害マップとかそういうことをうたってはいいんですが、もし載せるならこの項かなという気がします。

(松原委員)

それと具体的に避難場所が書かれているんですが避難場所を知ることくらいしかできないでしょうか。

(惣賀土木部長)

管轄ではないものですからくわしいことは分からないんですが、先ほど委員の方からもおっしゃいました災害マップ等につきましては、市民局の方で制作中だという話を聞いていますが、詳しいことはちょっと今お答えできません

(五十嵐部会長)

部長さんたち、先回と今回で担当が違うので事務局並んでいる人がちょっと違うので、今の災害にかかわることは前に議論したわけですが、そこで不十分なことであれば、全体の事務局の中で検討していただいて入れた方がより良いということであれば、入れて頂くということでご検討いただけたらと思います。

(佐山委員)

10 番の快適な安全な生活基盤づくりに入るのかどうか分かりませんが、しかも施策と末端になるのかもしれないのですが。ごみの分別収集とかごみ箱の修理。つまり、水と緑の美しい街というときにこの部分はどこに入ってくるのかと思ひまして。資源の分別の問題は環境資源の問題があるんですが、ごみの今の状況でみると、切実なのは道路がカラスですとか、ごみの置く場所がみんなばらばらで、ネットのところもあればフェンスのところもあったりします。そういうことは市としてはどういう管轄にはいるのでしょうか。

(惣賀土木部長)

事務局に聞いたほうが早いですかね。

(松田計画調整課長)

おそらくごみステーションを中心としたご質問だと思いますが、基本的にはごみの収集場所というのは、各自治体の方で開いたスペースにちょっとした空地があればそこに置いたり止むを得なくて歩道上に置いてあるところもありますが。その自治体がどのように考えるかというのが第一義的なんですね。ただ新しいまちにおいては最初からごみステーションを配備したような良好な住居環境を備えた区画整理をやっているところもあります。従来からの市街地については、そういうが感じて地元でどこがごみの収集場所にするかということを経済局と協議しながらやっているのが実情で、それが課題といえば、課題で、それをここでどうとらえるかというのは載せる場所というのは、今の住環境というのがあるかもしれませんし、コミュニティーのようなところ、あるいは環境のところでは廃棄物処理制、清掃のところがありますので、今、委員がおっしゃったような課題をどこでとらえるかは少し検討させていただきたいと思います。

(佐山委員)

私はやっぱり積極的に推進していただきたいと思います。まちづくりの中で、この問題は大きな問題ですし、外部からいらした人にとっても推進しているというのが見えるというのはとてもいいことだと思いますのでぜひ検討をお願いします。

(田中委員)

関連して、例えば緑豊かな居住環境という所に環境に関するところに2・3行ふれて施策の中に体系の中に最低でいいからそれらをちょっと触れていいのかなと思います。これの44ページには大地と共に育つ田園型拠点都市の一番下のところに環境先進都市という大きな項目があって、そこでおそらく検討されて述べられるものと思うのですが。それらを2・3行付け足して施策体系を再掲として出すと、緑豊かな居住環境とは、単に居住環境や町並みだけではなく、トータルな今の環境ということとともに作り上げていく姿勢が明確になっていくのではないかと思います。

(大熊委員)

まず163ページの自転車の利用環境の整備で、河川沿いなどで、自転車道のネットワーク化を図りという河川沿いに限定されているわけですが、私は前回も言いましたが、自転車道を河川沿いに限らず、もっと整備してほしいということで、もう少し河川沿いといきなりくるのではない形にぜひ考えたいということが第一点。それから新潟が、水の都ということを経済局を強調するなかで、今後は河川交通というのが重要になっていくんだろうと思いま

すが、この中で触れられるか触れられないか分かりませんが、一度ぐらい河川交通の問題も、議論していただいて表現できるなら表現していただきたいと思いました。それと、先ほどもハザードマップの話が出ましたが、132 ページに防災体制の方で書くべきなのか、やはりこちらなのかなあ。132 ページの方になってしまうかもしれませんが、この前各戸別配付でいただきましたが、ただもらただけでは駄目なので、それを浸透させることをお考えいただきたいと思います。

それと、緑の豊かな居住環境のところになるかと思いますが、新潟の特性が水と緑で、緑のことが書かれているんですが水のことは全然書かれていないということで、前の方にも75 ページあたりにも豊かな水と共生する街づくりということが出ていますが、この9の中のあたりで、もう少し具体化したものが欲しいのかなあという気がします。とくに川沿いの景観などをどうしていくのかということも含めて、新潟は合併して、ますます小河川がたくさんになるわけで、その小河川をどう河川改修という意味ではなく、街づくりという観点で小川とのかかわりをどうしていくのか。それが充実することによって、すごく豊かな居住環境ができていくように思います。例として最近栗の木川沿いのフェンスが一つ取りはずされただけで、かなり雰囲気が変わってきているということで、川との関係をどこかにもう少し組み込んでいただきたいという感じがします。

それと、159 ページの1行目のところに、景観に配慮した計画的な市街地整備と書かれています。景観法にのっとったいろんな施策があると思いますが、そういったことがあまり全体の中で書かれていないので、例えば、景観地区を作っていくというようなことは、現在、旧新潟市内で考えられているとは思いますが、前回も巻の福井付近の古い住宅はなかなかいいよという話が出たと思いますが、景観行政を新しい地域全体にどう展開していくのかというような表現もどこかに欲しいなと感じますので、その辺ご検討いただければと思います。
(惣賀土木部長)

1 番最初の163 ページの(1) 番、おっしゃる通りでして、いわゆる自転車道のネットワークは先ほどから国県道の話が出ていますが、県道で、安田新潟線ですか信濃川沿いのやすらぎをいを利用して、一般道も利用しているんですが、新潟安田線という自転車道がありますし、川沿いと言っていますが実は新潟島一周の自転車道を整備中でございます。来年度から始まる新総合計画の中でもそれを入れていきたいというのがあって川沿いなどという表現を使わせていただきました。大熊委員おっしゃったとおりですので、このところについて表現を少し検討させていただきたいと思います。

それから舟運ですが確かにありまして、市の方でも災害用の船着場ということで、整備を何力所かしているところです。今後はその整備が必要なのかどうか。あるいは、舟運をいわ

ゆる生活交通，公共交通に代わるものとして，市と当局の方でやって行けるのかどうかということを検討させていただきたいと思います。

（五十嵐部会長）

市として何ができるかというところにもかかわってくるので検討していただければと思います。

（池上開発建築部長）

私の方からは，水辺関係と，景観の環境についてお答えをさせていただきます。まず，水辺の環境ですが，141 ページ日本海交流都市，にぎわう街中ということで水辺を活用したにぎわいづくりという整備をいたしております。その項目といたしましてその一つに堀と柳を生かしたまちづくりの推進。二つ目が，西港地区の整備ということ。3番目に愛すべき水辺空間の整備ということで，水辺の利用については，一応の整備をさせていただいているということでございます。

それから，景観の関係ですが，73 ページを開いてください。これは，田園型拠点都市の田園型政令都市にふさわしい町の姿ということで，都市化社会から都市型社会。ここの部分は表現が適切なのかどうかというご意見が今見直しをしているところですが。ここの で優れた都市計画形成ということで，先ほど大熊委員から話がありましたように，景観法に基づく景観計画という策定の作業を今すすめています。これは 取り急ぎ信濃川周辺地区ですとか，あるいは榎谷小路沿いの屋外広告物が非常に景観阻害しているということがございますので，そこは取り急ぎやりたいと思っています。新潟市全体，新市全域について，景観計画区域の位置づけをして，その中で先ほど指摘がありましたように，巻地区等などの部分についてどのような扱いをするのか。今後，都市景観審議会におきましてもご意見を頂いた上で，すすめてまいりたいと思います。

（松田計画調整課長）

もうひとつ補足させていただきますが，今，分野ごとにいろいろなところに景観とか水辺が少しばらばらに出ています。そこで，重点プラン 15 のテーマというものを次回9月，次回等委員会でも，ご披露いたします。その中に，水辺の景観都市新潟みたいなキャッチコピーをつけたものを，そこでまとめたものをご説明したいと思いますのでよろしく願いいたします。

（大熊委員）

その辺は前にも出ていたことなので，わかっているんですが。今まで前の方にあっても，後でまた再度でたりしていることもあって，緑豊かな居住環境といったようなところで，再度確認する必要がある，あるんじゃないかというような意識が私にはあるということです。その

辺は前に書いたからもういいよということならばそれでもいいんですが、もう一度ここで再確認していただけるとより具体化して、わかりやすくなりますので、その辺のところを再度ご検討いただければありがたいと思います。また重点政策できちんと出るということであれば、それでもかまいません。

(五十嵐部会長)

タイトルは、緑豊かな居住空間。緑の町並みづくりという、関連して緑の新潟市ということと関連すれば、景観なり、まちづくりというところで水がちょっとつけ加わる形であってもいいのかなという気がしますが、それも併せて検討していただければと思います。

(小野沢委員)

みどりの町並みづくり 160 ページにあるんですが施策体系を見ますと、市民との協働で、各家庭で緑ですとか花を普及しましょうと書いてあるんですが。新潟市は、食と花というのでも打ち出しているかと思いますが、今現在、駅前ですとか空港・港、高速道路、よそから来た人たちが新潟に入ってきた段階で、花の街なんだということを意識するような場所がまずないと思います。そこをもう少し強く打ち出して、行政の方で花の街なんだと一目で分かるような街の道づくりをしてもいいのではないかと思います。

(五十嵐部会長)

これは 10 番とも関係してきていますが、具体的なところに行くのか、別のところに書くのかということですが。

(大熊委員)

最近朱鷺メッセの周辺は、だいが花をかざってありますよね。前よりは花が見え始めたかなという感じですよ。

(小野沢委員)

ワールドカップの時にはちょっと花を飾ってそれが生きてるといのがありますが、もう少し一目で花というようなことが何か PR できるものがあつたらと思いますが。

(堤委員)

159 ページの なんですが、田園型政令指定都市ということで、田園集落の活性化ということで田園集落に調和した田園住宅ということがあがっていますが、ここでは別に田園集落を特記しなくても、さっきおっしゃっていましたが、巻町のように、山間地の集落なんかもあって、それもやっぱり広い視野で見れば、いろんな体系の集落があつて、それに調和した住宅があると思います。ここであげる田園住宅というのは、何か特別一般住宅の違いがあつて特記されたのか、田園住宅整備を促進すると書いてありますが、田園住宅にはある一定の基準があつて、それを満たさないと特別援助が得られないのか、そういう想像を働かせる文

章に感じたんですが、どうでしょうか。

(斎藤都市計画部長)

ここ実は再掲になっています。私たちが一番心配しているのは、田園住宅、非常に家に住んでいる方たちの高齢化が進んで、過疎化をしないように少し都市の方から新しい血を入れようということで、田園住宅の整備と書いてありますが、ロシアのダーチャとか日本でも今いろんなところでやっている家庭菜園付き優良田園遠住宅、そういうものをイメージして、優良田園住宅という制度になれば、ある程度の支援があると。あくまでも田園集落の近くに作るということで、普通の建蔽容積でなく、敷地も多くとって、建蔽も非常に抑えて容積も抑えて、広い敷地の中に小さいうちを作って家庭菜園をやると。ただ家庭菜園を都市の人が直接来てやってもなかなかできないので、そこに今の集落にいる人たちが、ソフトの面でお手伝いできるような仕組みをなんとか構築できないかという意味で書かせていただいているということです。

(五十嵐部会長)

優良田園住宅は、新潟市内にはないんですね。上越ですか。

(斎藤都市計画部長)

優良田園モドキという感じのはありますが。上越はおっしゃったように有名で 10 年から 13 年ぐらいにかけてやって。さっき言ったように、とにかくハードソフト一緒になければどうにもならないと。ただ農地のところに利用だけで済むということではなく、そういうものもセットでやれるようにすれば少しは農村集落、田園集落の人たちが生きがいも感じられるし、活性化も図れるのかなということです

(堤委員)

整備を促進するだけで検討されているので、誘致するみたいなことも含めていただければおっしゃって頂いたことが分かりやすく伝わるのかなと思いました

(本村委員)

快適で安全な生活基盤づくりということで、私は特に心配するのは生活交通の確保。バスの路線。さっき椎谷委員もおっしゃったんですが、区バスと住民バスはどう違うんですかとかいろいろのが出てきます。冒頭にも書いてありますが、バス路線の廃止が進んでマイカー利用が 18%も増えてきた。これではやっぱりそういう手段をもてない人たちの交通というのがどうなっていくんだろうというのが非常に不安です。そこで、例えば、区のバスが地域が主体となって、私は今(仮称)北区に住んでいますが、(仮称)北区を走らせましょうということでバス路線ができました。1ヶ月無料で乗ってくださいというのがでたんですが、それはその区間でいいんですが、そこから隣の区に行くときの関連性とか、従来の公共機関であ

るバス路線との関連性，そういったところは道路交通とか専門部会できちんとなされているんだらうなと思うんですが，このなかで読む限りきちんとした手段をもたない人たちが安心してぐるぐると回れるような方向性が文章で羅列されているだけで見えてきません。こういうふうにしてきちんと安全で生活路線を守りますよというところまできちんと出してほしいというお願い意見です

（斎藤都市計画部長）

非常にこれは難しい問題でして，バスを走らせることによってものすごい税金の出が必要だということで，私どもはある程度の基準を設けた中で利用してもらおうと。多分，密度の高いところと高いところをつなぐということになれば，行政の支援がなくても走らせられますが，密度の低いところと低い所をつなぐということになりますと，先ほど言いましたように住民バス，区バス社会実験を行っています。住民バスをみましても，なかなか一便に4人とか7人とか，そんな状況です。そんななかでも私どもとしましては，ある程度の基準を設ける中で，それをクリアしないと，これ以上の支援は無理だという中で，皆様方にお願いしながらある程度意識してでも利用するような方向でがんばっていただきたいと。その中で住民バスをはじめ今区バスを始め，その利用がものすごく促進されれば委員のおっしゃるような区と区を結ぶような利用があれば，ぜひ考えていきたいと。ただ，今の現状の中では非常に苦しいという事情もご理解をいただければと思います。

（本村委員）

それはわかります。もう一言だけ言って。快適とまでとは行かなくても，今おっしゃることはよくわかります。それは効率性の問題ですね。私達は生きる生活保護というのがさっきあったんですが，最大というラインが必ずあるはずなんです。生存権保障という生活保護です。日々，快適とまではいかなくても，交通安全の確保というのは，きちんとなされてのは，最大限必要な市民にとっての行政側の責任だと思えます。これは，新潟市営の交通バスであれば，私は何も文句は言わないんですが，その辺のところは，非常にぜい弱だというのが，前の時も言ったと思えます。バス一本の行政で，貧弱な政令指定都市はない。必ず何かある。路面電車があるとか，第二のものがある。ましてやバスは低床バスになっていますが，大切にゆっくり止まって，車いすの人がゆっくりと，と言っていますが，基本的にバスは，降りる人が居なかったら止まりません。降りる人がいなければ，運転手が見て停留所に人がいなければそのまま通過してしまう。本当はバスの路線交通法からいったら違反にはなると思えます。JRと同じように一つ一つ基本的には本来止まっていたら行かないというのが本来の姿です。それが車いすの人が，暑くて日陰で待っていて，バスに乗ろうと思ったら，そのまま行ってしまった。2台も3台も通り過ぎて行ってしまったという話があるのですがこ

これは余談ですが、あまり効率性というのも大事ですが、その辺のところの一貫性と公共機関というのは、暮らしの人のいちばん大事なところですので、そこはきちりと市の方で責任を持って体制を作っていたきたいということをどこかに入れてほしいという要望です。

(五十嵐委員)

希望としては、皆さん同じような機能かもしれませんが、具体的な施策となると市のところでは、できないだけ大きな課題なので、どういう形で今のような要望を表現できるか。事務局の方でご検討いただいてということです。

(田中委員)

今のようなことこそ、実は前に議論した時代の潮流をどうとらえて、まだ新潟市が自力で、せめぎあいの中でも行政と市民が協働で、それぞれ責任を持ちながら作っていく町にしましょう。そのために、基本的には何を掲げて、行政の役割と市民の役割を明確にしつつ、まさに明日への期待と、希望を持てる計画を作りましょうということで、今きているんだと思います。その前段の部分をもう一度読み返して、その精神、今の発言の精神が、過不足があったなら少し整理していただいて、施策の個々のところに、全部やっているとなかなか難しいかなという印象を受けました。現実に部長さんがこういう効率の問題も含め、いろいろ議論があり、課題があるというのを百も承知の中で全面に出すと、次の計画のトップにはなかなか難しさがあるので、そういうベースを行政の方が踏まえながら、われわれの立場で、今検討する物は、そのせめぎあいでもどこまで書けるのかというあたりの議論の場として理解させていただけるとありがたいと思います。

(大熊委員)

158 ページの上から2行目3行目のところです。既成市街地においては、事業所跡地等の低未利用地が存在していることから、今後も市街地内の土地の有効利用や高度利用に向けた取り組みが必要になっていきますと書かれています。確かに最近、空き地が増えたなという感じを持っていて、おそらく今後人口が減って、多分空き地がもっと増えていくのではないかと考えています。この「取り組みが必要となっています」、というのは具体的に、施策展開中ではないんですが、この辺はどんなふうな考えで、こういう表現になっているのかを教えてくださいましたらと思います。

(斎藤都市計画部長)

委員のおっしゃるとおり非常に私どもも目立ってきたなという中で、一つの良い例というのが、焼島とか、平和町あるいは、昔の工業専用地区で、非常に大きな工場でがんばっていた人たちが撤退をして今何十万平米というような形の中で、未利用地になっています。私ども遊ばせておく土地もったいないので、何とか工業専用地域というのは工業をやっている

人たちを守る地区になっているので、今の状況の中ではなかなか他の工場以外の者が立てにくい構造になっているという中で、2・3年前から、何とか有効活用できないかということで、地元の人たちと工場の人たちも全部入れて勉強会を立ち上げて、やっていますが、なかなか工場を運営している人たちというのは、工場専用地域ですので、ある程度の24時間操業とか、いろんなことができる環境になっていまして、そんな中で、人を住ませて良いのか、それともほかにもいいのがあるのかどうか議論をされていて、私どもとしましては、地区計画で、ある程度許せるものがあるのであれば、そういうもので、担保して、土地の有効利用を促進したいなということで、今やっている最中ですが、なかなか難しい問題があります。

(大熊委員)

わかりました。そういう用途地域を変えようというようなことがですね。

(五十嵐部会長)

宅地の整備に含まれているんですね。

(大熊委員)

ああ、ここにあるんだね。

(小林委員)

課題と政策・施策の不一致のことです。市街地における違法駐車というのが問題になっているということの施策が書かれていない。国の住宅の密集市街地には、災害時に緊急車両の通行ができない狭い道路が多数存在するということの施策がない。その下、下から二つ目水道料金の徴収制度が問題だの施策が書かれていません。

(五十嵐部会長)

事務局いかがでしょうか。

(惣賀土木部長)

確かに、おっしゃるとおり、交通安全、違法駐車対策を推進する必要があるということで、その施策がございます。自転車なんですけど、これについては、ありませんから、それについてはまた検討させていただきたい。また防災安全な住環境に向けての改善につきましても、159 ページの9番、緑豊かな居住環境の(1) 狭溢道路の解消、土地の共同利用との促進、すぐれた居住環境作りにつきまして、一行弱ぐらいで書いてあります。

163 ページ(1) 生活道路の整備の1番下の方ですが、緊急車両などの通行に必要な狭溢道路の拡幅を推進し安全安心できる居住環境づくりにつとめます。と書いてあります。

駐車場対策につきましては文言がありませんので、これについては検討させていただきたいと思います。

(金子水道局業務部長)

ご質問がありました。隔月徴収の課題についてですが、165 ページ 先ほどご意見いただきましたお客様サービスというところです。この中で、施策として考えてありましたが、表現といたしまして、一元化を図るなどの等の部分に、くくってしまいました。ここの部分で、どう表現できるかということを含めまして、検討させていただきたいと思います。なお、実施につきましては、21 年度から毎月徴収制度ということへの準備を進めております。

(部会長)

ほかにご質問ありませんか。

(小池委員)

161 ページの右から四つ目なんですけど、市内の交通事故は依然として、多発しており、近年は特に高齢者がかかわっている事故が増加していることから、というのは「この高齢者がかかわっているというのは」高齢者の方が事故にあっているというように読んだらいいのか、高齢者の方が、事故を起こす割合が増えているというふうに読んだらいいのか、どちらの意味もあるのかなと思います。もしそうだとしたら、それが 164 ページの政策のところにあまり入ってきているのかなという感じがしましたので、もう少しはっきり分かるような表現がないかな、と思います。

(尾崎市民生活部長)

まったくおっしゃるとおりです。前段おっしゃられた両方あるというのが前提となっています。そのとおりですので、高齢者の記載を少し入れたいと思います。検討いたします

(藤木委員)

今は逆に高齢者は、被害者というよりも、事故を起こすことが多くなってきている。お互い気をつけましょう。免許を持っている方の最高齢は94歳です。参考までに。

(小池委員)

全体は良いのですが、この「再掲」というのは、どういう位置付けで書かれているのかと、いうのを教えて欲しいのですが。「再掲」というのが、2箇所に書かれているのですが。

(五十嵐部会長)

最初に書いたものがそのまま、それは、あっちにも書いてありますよ。ということで。

(事務局)

両方には、書いておりません。

第二部会からもご指摘がありましてそのへんもう少し分かりやすくしようという。意見を頂戴しておりますので工夫をしたいと思います。

(大熊委員)

空き地の問題ですが、159 ページの にすぐ行かなかったのは空き地が、そのまま宅地の整備につながるのか、という気もあるのです。多分これから、すでに普通の小さな家も撤去されて、そのあと建たないというのも目立ってきていまして、単に宅地の整備ではないだろうという気がしておりまして、先ほどの発言もありましたので 難しいだろうと思いますが。将来、空き地が増えた場合、どうしたらいいのか、ご検討いただければありがたいと思います。

(五十嵐部会長)

私も同じように、特に緑は多いのですが、街の中に休める公園がないんですね。「やすらぎ堤」はありますが、例えば買い物をしたときにちょっと休む。万代の方は、堤防のところに近いから良いのですが、古町あたりのところとか、小さな公園がちょっとはできましたが、本当に大きな政令都市にいくと、大きな公園が街の中にあるというのがうらやましいなと思いますが、そんなのがなかなか土地が高くて、市が買い上げるというのは、難しいと思いますが、そういうのがあったらいいなと、私の希望ではありますが、大きな課題だと思います。

(五十嵐部会長)

他にございませんでしょうか。

(五十嵐部会長)

165 ページの最後の小さな の水洗化の普及促進。これは意味合いとしては公共下水道が整備されたのにそこに直結、接続しない家庭があるので、その普及促進を図りたいという趣旨だと思いますが、普通の人がそのように受け取ってくれるかどうか。単なる水洗トイレの普及という風に受け取るのではないかというような気がしましたが、どうでしょう。

(井浦下水道部長)

実際の下水道の処理区域に入っても、全員の方が、建て替え時期などの関係もあって、接続されない方がいる。せっかく整備したものについて、促進を図りたいということが、市の施策でございますのです。そういうような書き方をしております。分かりやすく検討したいと思います。

(五十嵐部会長)

基本計画の政策別プランのところを2回で1から10までをやりましたが、部長さんたちありがとうございました。

次回は9月6日9時からということで、重点プランと区ビジョン基本方針。これは各部会共通で審議を行うことになっております

それを受けて、今度は部会長会議が9月の21日に予定されております。そんなに日程にな

っております。

それでは審議の方は終わりにさせていただきます。事務局におかえしいたします。

(事務局)

事務局からご連絡申し上げます。ただ今部会長さんの方からを話していただきましたように今回は、若干素案の策定が遅れておりますが、基本計画のうちの重点プラン。それから区ビジョンの基本方針について、ご審議頂くこととなります。これらの素案につきましてはなるべく早い時期に事前に送付させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

ありがとうございました。